

埼玉県農産物等輸出拡大施設整備事業費補助金交付要綱

令和3年6月3日決裁
令和4年2月2日一部改正
令和5年4月19日一部改正

(目的)

- 第1条 県は、埼玉県農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領（令和3年6月3日農林部長決裁）に基づき、別表1の1の欄に掲げるもの（以下「補助事業者」という。）が実施する埼玉県農産物等輸出拡大施設整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費につき補助事業者に対し、又は別表1の2に掲げるもの（以下「間接補助事業者」という。）に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費につき当該市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率等)

- 第2条 補助金交付の対象となる事業及び補助率等は、別表2に定めるところによる。
- なお、支払い方法については、事業の目的及び補助事業者の性質上、必要に応じて概算払いができるものとする。

(申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。
- 3 規則第4条第1項の申請書を提出するにあたっては、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(添付書類の省略)

- 第4条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

- 第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(重要な変更の承認手続)

第7条 補助事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表の重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月20日までのいずれか早い方を原則とする。

3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第3項のただし書に該当した補助事業者において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書を提出した後に、第3条第3項のただし書に該当した補助事業者において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を様式5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第10条 規則14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号のとおりとする。

2 規則14条の補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(財産処分期限の緩和期間等)

第11条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

3 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。

4 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別添様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の経由)

第13条 知事に提出する書類は、管轄する市町村の長を経由して提出するものとする。

別表 1

1	2
<p>農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱（令和4年12月7日付け4農産第3467号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及びその他関連通知で定める事業実施主体のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>市町村</p> <p>全国農業協同組合連合会埼玉県本部</p> <p>埼玉県農林公社</p> <p>2の欄に掲げるもののうち市町村の区域を超えて活動するもの、又は野菜産地強化支援事業の実施にあたり知事が特に必要と認めるもの</p>	<p>国交付等要綱及びその他関連通知で定める事業実施主体のうち、市町村、全国農業協同組合連合会埼玉県本部、埼玉県農林公社を除いたものとする。（農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農業者の組織する団体など）</p>

別表 2

事業及び補助率等	重要な変更
<p>国交付等要綱第4に定めるとおりとする。</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増減</p> <p>4 その他国交付等要綱別表2に定める「経費の配分の変更」にあたるもの</p>